

●香川県告示第470号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡まんのう町吉野字大堀	仲多度郡まんのう町吉野字蛭田1958の2、1966の2、1995の3、1995の4、1998の2、1999の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である町有地の全部並びに1927の1、1927の3、1928から1931、1932の1に隣接する道路である町有地の全部
仲多度郡まんのう町吉野字上川原添	仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎中所2622の3、2623の4
	仲多度郡まんのう町吉野字市神2188の3、2188の4、2190の7
	仲多度郡まんのう町吉野字宮東905の2、908の2、909の2、910の2、930の2及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部並びに910の3に隣接する道路・水路である町有地の一部
仲多度郡まんのう町吉野字下川原添	仲多度郡まんのう町吉野字宮東812の2、813の1、813の2、821の6の一部、825の2、825の4、827の1、828の2、829の5及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部並びに828の2に隣接する水路である町有地の全部
仲多度郡まんのう町吉野字宮東	仲多度郡まんのう町吉野字上川原添の吉野字宮東936の4に隣接する水路である町有地の全部